

①労働保険料の一期(全期含む)と②源泉所得税(1~6月分特例納付)の納付期限は7/10テ^入
当事務所では、毎週金曜日の朝9時~10時にミーティングを行います。ご協力をお願い致します。



「お陰で信用情報機関の登録が削除された。助かった」と先月お知らせした塗装業のA氏から報告がありました。相談者のお役に立ててなによります。一方で依頼者の希望に応えられない事もありました。土木と造園を営むB氏から「関連会社の出資を100%しているが、銀行関係で代表者に迷惑をかけたくないの、私が非常勤の代表者になる事にした。当社の建

設業許可の経管者は私だが、他社の一人代表者兼務は非常勤であってもダメと聞いた。ただ専技はいいと県は言うが心配なので手続きを頼みたいとの相談でした。確かに従来の県の取扱いはB氏の言われる

**受理した届非公表の県内規で
を不認定へ非公表業者泣かせ**

とおり。役員変更の手続きから11条変更届までご依頼を

受け県の受付も完了。ところが後日県庁から連絡があり「専技もダメと内部文書にある…」と言ってきたのです。公表しない文書を理由に一旦受理した事を拒否する県の対応に疑問を感じます。



「新労務単価フォローアップ」相談ダイヤル0570-004976
開設!」「社保加入促進で優良事業者認証制度実施!」「ハローワークで建設業特化の相談や情報提供!」…と国交省は毎日のように業界紙を通して人材不足打開の広報を行っています。とりわけ社保未加入対策では、「7/5から全国10のハローワークで地方自治体と建設業団体向けに説明会を開催する」と発表しました。ネットでの広報では「社保等に加入するための原資となる法定福利費が、

**実現するか標準目積書9月~
社保料加算標準元積書活用!**

発注者から元請、下請へ、更に個々の労働者まで適正に支払われるようとする…下請から元請へ法定福利費を内訳明示した標準見積書の提出を、9月から一斉に開始する事となるため…」

と説明会の意義を強調しています。この標準見積書が

どのような内容のものになるのか関係者の関心は高まっています。当事務所では出来れば出席し次号で詳細をお知らせしたいと考えています。



毎月の給与計算時に①建退共証紙購入と②証紙受払簿・手帳受払簿への記入をお忘れなく
★「西馬弁護士の法律うまい話!」を毎週火曜日の夕方6:15、OBSラジオで放送中!★